

# 海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業 実施方針

海上保安庁

令和3年10月



## 目次

1.	特定事業の選定に関する事項	4
(1)	事業内容に関する事項	4
ア	事業名称	4
イ	事業に供される公共施設等の種類等	4
ウ	公共施設等の管理者等の名称	4
エ	事業目的	5
オ	事業概要	5
カ	特定事業の業務内容	5
キ	海上保安庁の支払に関する事項	5
ク	事業スケジュール（予定）	6
ケ	事業に必要と想定される根拠法令等	6
コ	実施方針等に関する説明会等	6
サ	実施方針等に関する質問受付、回答公表	7
シ	実施方針等に関する意見・提案の受付等	7
ス	実施方針等の変更	7
(2)	特定事業の選定方法等に関する事項	7
ア	特定事業の選定に当たっての考え方	7
イ	特定事業の選定結果の公表	8
2.	民間事業者の募集及び落札者の決定に関する事項	8
(1)	落札者の決定に係る基本的な考え方	8
(2)	落札者の決定の手順及びスケジュール（予定）	8
ア	入札の公告	9
イ	入札説明書等に関する質問・回答	9
ウ	第一次審査結果の通知	9
エ	事業提案書作成説明会	9
オ	入札書及び第二次審査資料の受付	9
カ	開札	9
キ	ヒアリング	9
ク	落札者の決定	9
ケ	第二次審査結果の公表	9
(3)	第二次審査の方法	10
ア	有識者委員会の設置	10
イ	審査の内容	10
ウ	民間事業者の選定	10
(4)	提出書類の概要	10
ア	提出書類の内容	10
イ	提出書類の取扱い	10
(5)	入札参加者の参加資格の要件	11
ア	入札参加者の構成等	11
イ	入札参加グループの構成員の変更等	13
ウ	入札参加者の複数提案の禁止	13
エ	入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件	13
オ	設計企業の参加資格要件	14

カ	建設企業の参加資格要件	14
キ	工事監理企業の参加資格要件	15
ク	回転翼機格納庫・船艇用品庫の維持管理企業の参加資格要件	15
ケ	給油施設の運営企業の参加資格要件	15
(6)	審査及び落札者の決定に関する事項	16
ア	審査委員会	16
イ	審査及び落札者の決定	16
ウ	落札者の公表	16
エ	落札者を決定しない場合	16
(7)	契約に関する基本的な考え方	17
ア	事業契約の概要	17
イ	特別目的会社の設立に伴う契約手続	17
(8)	入札提出書類の取扱い	17
ア	著作権	17
イ	特許権等	17
ウ	入札提出書類の変更等の禁止	17
3.	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	17
(1)	事業者の責任の明確化に関する事項	17
ア	リスク分担の考え方	17
イ	事業者の責任の履行に関する事項	18
ウ	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	18
(2)	事業者の責任の履行の確保に関する事項	18
ア	契約保証金の納付	18
イ	事業の実施状況の確認	18
ウ	業務の履行の検査等	20
4.	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	20
(1)	立地に関する事項	20
(2)	土地に関する事項	20
ア	特定事業に係る土地の無償貸与	20
イ	埋蔵文化財の調査について	21
ウ	土質地盤調査等について	21
エ	埋設物等について	21
オ	前面海面	21
(3)	本施設の概要について	21
ア	給油施設	21
イ	回転翼機格納庫等	22
ウ	船艇用品庫棟《s棟》	23
(4)	配置計画の条件	24
5.	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	24
(1)	疑義が生じた場合の措置	24
(2)	管轄裁判所の指定	25
6.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	25
(1)	本事業の継続に関する基本的な考え方	25
(2)	本事業の継続が困難となった場合の措置	25
ア	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合	25

イ	海上保安庁の事由により本事業の継続が困難になった場合	25
ウ	その他の事由により本事業の継続が困難になった場合	25
(3)	金融機関等と海上保安庁との協議	26
7.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	26
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	26
(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	26
(3)	その他の支援に関する事項	26
8.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	26
(1)	本事業において使用する言語	26
(2)	入札に伴う費用負担	26
(3)	実施方針の公表に関する事項	26
ア	担当部局	26
イ	実施方針の変更	26
(4)	今後のスケジュール（予定）	27
(5)	その他	27
ア	情報公開及び情報提供	27
イ	問い合わせ先	27

**【別紙様式】**

別紙様式 1	海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業の実施方針等に関する説明会参加申込書
別紙様式 2	実施方針等に関する質問書
別紙様式 3	実施方針等に関する意見書

**【別添資料】**

別添資料 1	敷地位置図
別添資料 2	施設配置イメージ
別添資料 3	リスク分担表

# 海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業 実施方針

## 1. 特定事業の選定に関する事項

海上保安庁は、鹿児島港給油施設等整備事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この鹿児島港給油施設等整備事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）は、本事業について、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成27年12月18日閣議決定。以下「基本方針」という。）、PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（令和3年6月18日施行）等に則り、必要となる事項を定めるものである。

### (1) 事業内容に関する事項

#### ア 事業名称

海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業

#### イ 事業に供される公共施設等の種類等

##### (イ) 公共施設等の種類

給油施設、回転翼機格納庫・駐機場（離発着場含む）、船艇用品庫及びこれらに付帯する工作物その他の施設（以下「本施設」という。）

##### (ロ) 公共施設等の所在等

所在地	鹿児島県鹿児島市七ツ島2丁目1-11
敷地面積 (計画対象範囲)	借地面積 : 102,569.80 m <sup>2</sup> (接道部分を含む) 計画対象地 : 約 73,850 m <sup>2</sup> (要求水準書に添付の参考資料 2-2-1 水色枠部分) ※計画対象地 : 海上保安業務及び現在進行中の棧橋工事に支障がない範囲で事業者が工事を行うことができる最大の範囲

敷地は、第十管区海上保安本部長が土地所有者から借受契約を締結しており、要求水準書に添付の参考資料 2-2-1（着色部分）に示す部分について借受財産として、本事業実施の範囲内で国有財産使用許可書の条項に準じた条件を付して事業者の使用させる。

事業者の敷地への進入にあたっては、通過する必要がある土地所有者の通用門等の使用について、事業者が第十管区海上保安本部に使用申請を行い、それに基づき第十管区保安部が土地所用者と協議を行う。

#### ウ 公共施設等の管理者等の名称

国土交通省大臣 齊藤 鉄夫（令和3年10月時点）

（本事業の施設整備について事務の分掌を受けた者

海上保安庁長官 奥島 高弘）

（本事業の維持管理・運営について事務の分掌を受けた者

第十管区海上保安本部長 羽山 登志哉）

## エ 事業目的

本事業は、鹿児島港において、本施設を新たに整備し、その維持管理及び運営を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、良質かつ低廉な公共サービスの提供と民間の事業機会の創出を図ることを目的として行う。

## オ 事業概要

本事業は、本施設の施設整備、維持管理・運営を実施するものである。

なお、給油施設については令和元年度に基本計画を策定している。詳細は要求水準書に添付の参考資料 2-1 を参照のこと。

落札者は、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定められる株式会社（以下「事業者」という。）を設立し、特定事業を実施する。

## カ 特定事業の業務内容

主な業務は次のとおりであり、詳細は入札公告時の入札説明書及び要求水準書において示す。

### (イ) 施設整備業務

- ① 事前調査業務
- ② 施設整備にかかる設計業務
- ③ 建設に伴う申請等の業務
- ④ 施設整備にかかる建設工事業務
- ⑤ 工事監理業務
- ⑥ 施設の引渡し業務

### (ロ) 維持管理・運営業務

- ① 回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務
  - a. 建築物・建築設備保守管理業務
  - b. 維持管理業務に必要な什器備品等保守管理業務
  - c. 長期修繕計画策定・実施
  - d. 環境衛生管理業務
  - e. 整備施設周囲の環境保全
- ② 給油施設に係る運営業務
  - a. 巡視船への給油業務  
(※ JET-A1 燃料の回転翼航空機への給油は含まない。)
  - b. 燃料搬入管理業務（タンクへの荷入れ）
  - c. 燃料在庫管理業務
  - d. 給油施設保守管理業務（タンクの開放点検を含む）
  - e. 長期修繕計画策定・実施
  - f. 運営業務に必要な什器備品等保守管理業務

## キ 海上保安庁の支払に関する事項

海上保安庁の事業者に対する支払いは、事業者が実施する本施設の設計及び建設等に係る対価と維持管理・運営業務に係る対価から成る。海上保安庁は、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 15 条第 1 項に規定する国庫債務負担行為により、当該設計及び建設等に係る対価について、供用開始から事業期間中に、事業者に対し、PFI 法第 14 条第 1 項にいう公共施設等の管理者等である海上保安庁と事業者との間で締結する事業契約書（以下「事業契約書」という。）に定める額を割賦により支払う。

設計及び建設等に係る対価については、各年度1回、期首の元金均等方式による支払う。

第1回支払は、本施設の引渡し時である令和6年9月30日を予定しており、以降は各年度4月1日を割賦払の基準として計算し支払う。

また、維持管理・運營業務に係る対価について、海上保安庁は、供用開始から事業期間中に、事業者に対し、事業契約書に定める半期毎に実施する業務内容に応じた額を支払う。第1回の支払は、本施設の維持管理・運營業務開始日である令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間を対象とし、以降は各年度4月1日から9月30日まで、10月1日から3月31日までの期間を対象として支払う。

#### ク 事業スケジュール（予定）

契約の締結時期	令和4年9月
施設整備期間	令和4年10月～令和6年9月
引渡し	令和6年9月30日
維持管理・運営期間	令和6年10月～令和26年3月

#### ケ 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI法及び基本方針のほか、関連の各種法令に拠ること。

#### コ 実施方針等に関する説明会等

以下のとおり、実施方針および要求水準書（以下「実施方針等」という。）に関する説明会を開催する。参加を希望される方は、海上保安庁ホームページ掲載の当該実施方針等を各自持参すること。

また、現地での説明会後に、希望者を対象に事業用地の状況等を確認するための現地見学会を開催する。

説明会及び現地見学会への参加者は、開催日の前3日以内にPCR検査又は抗原検査を実施すること。なお、検査の結果は、当日会場にて海上保安庁が確認することがあるため、検査結果通知書を書面又はPDFデータ等で持参すること。

##### (イ) 第1回目【鹿児島会場】

開催日時：令和3年10月26日（火）13時30分～

開催場所：鹿児島県鹿児島市七ツ島2丁目1-11  
鹿児島海上保安部七ツ島巡視船基地

当日連絡先：「8. (3) ア 担当部局」のとおり。

##### (ロ) 現地見学会

開催日時：令和3年10月26日（火）※説明会終了後現地に移動

開催場所：鹿児島県鹿児島市七ツ島2丁目1-11

##### (ハ) 第2回目【東京会場】

開催日時：令和3年11月4日（木）13時30分～

※参加申込者数の状況により、2部開催とする可能性もある。

開催場所：東京都千代田区霞ヶ関2-1-3  
海上保安庁会議室（中央合同庁舎第3号館11階）

当日連絡先：「8. (3) ア 担当部局」のとおり。

##### (ニ) 申込方法



様式 1 に記入の上、電子メールにて 10 月 21 日（木）12 時までに「8.（3）ア 担当部局」あてに提出のこと

#### サ 実施方針等に関する質問受付、回答公表

実施方針等公表後から令和 3 年 11 月 5 日（金）までの間、海上保安庁装備技術部施設補給課において、実施方針等に関する民間事業者等からの質問を受け付ける。

質問の提出方法、様式等については、様式 2 を参照すること。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和 3 年 11 月 26 日（金）（予定）に海上保安庁ホームページにおいて公表する。

#### シ 実施方針等に関する意見・提案の受付等

民間事業者等の創意工夫を活用して事業を実施することを目的とし、実施方針等公表後から令和 3 年 11 月 5 日（金）までの間、海上保安庁装備技術部施設補給課において、実施方針等に関する意見や募集に当たっての具体的な提案を受け付ける。

意見・提案の提出方法、様式等については、様式 3 を参照すること。なお、海上保安庁は、意見・提案に対し、個別に回答は行わないが、海上保安庁が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

#### ス 実施方針等の変更

実施方針等公表後における民間事業者等からの意見・提案を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがある。

変更を行った場合には、海上保安庁ホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

### （2） 特定事業の選定方法等に関する事項

海上保安庁は、自らが本事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「PSC」（Public Sector Comparator）という。）と、本実施方針に示した内容に基づいて本事業の実施を事業者に委ねた場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「PFI 事業の LCC」（Life Cycle Cost）という。）を比較し、PFI 事業の LCC が PSC を下回ると認めた場合に、PFI 法第 7 条に基づき本事業を特定事業として選定する。

#### ア 特定事業の選定に当たっての考え方

海上保安庁は、PFI 法、基本方針及び「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 18 日施行）などを踏まえ、海上保安庁自らが実施する場合と比較して、事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

具体的な評価基準は以下のとおりである。

- (イ) 本施設の設計、建設及び維持管理・運営が同一水準にある場合において、海上保安庁の財政負担の縮減が期待できること。
- (ロ) 海上保安庁の財政負担が同一水準にある場合において、本施設の設計、建設及び維持管理・運営の水準の向上が期待できること。

海上保安庁の財政負担の見込み額を算定するに当たっては事業者からの税収その他収入等を調整する等の適切な調整を行った上で、将来の費用と見込まれる海上保安庁の財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算して評価することとする。

また、公共サービスの水準の評価に当たっては、できる限り定量的に行うこととし、定量化が困難なものを評価する場合においては客観性を確保した上で定性的評価を行うこととする。

#### イ 特定事業の選定結果の公表

海上保安庁は、本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、海上保安庁ホームページにおいて公表する。なお、客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

## 2. 民間事業者の募集及び落札者の決定に関する事項

海上保安庁は、本事業を PFI 法第 7 条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、公平性及び透明性の確保を図りつつ、総合評価落札方式（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6 第 2 項及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 91 条第 2 項に基づく方式）により選定することを予定している。

本事業は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び 2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の対象であり、海上保安庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）が適用される。

なお、民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めないなどの理由により、本事業を選定事業として実施することが適当でないと判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

### (1) 落札者の決定に係る基本的な考え方

本事業は、設計及び建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価することが必要であることから、落札者の決定に当たっては、設計、建設及び維持管理・運營業務の対価の額、設計、建設及び維持管理・運営能力その他の条件を考慮することとする。

落札者の決定に当たっては、入札参加資格等要件（2. (5)に示す要件をいう。以下同様。）を備えていることを確認し、次いで入札価格の確認及び提案内容の審査を行った後、総合評価値を算出し、決定する。

### (2) 落札者の決定の手順及びスケジュール（予定）

スケジュール（予定）	内容
令和 3 年 12 月	特定事業の選定
令和 4 年 1 月	入札公告 入札説明書等に関する質問受付
令和 4 年 2 月	入札説明書等に関する質問・回答公表
令和 4 年 2 月	入札参加表明書及び参加資格等確認書類（以下、「一次審査資料」という。）の受付、入札参加資格等要件の審査結果の通知

令和4年3月	提案書作成説明会の開催
令和4年5月	入札書及び総合評価審査確認書類提出書類（以下、「二次審査資料」という。）の受付・開札
令和4年6月	ヒアリング、提案書プレゼンテーション、二次審査
令和4年7月	落札者の決定、二次審査結果の公表
令和4年8月	基本協定の締結
令和4年9月	事業者との事業契約締結

#### ア 入札の公告

海上保安庁は、民間事業者の選定等を行うに当たり、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、海上保安庁のホームページ等への掲載その他適切な方法により公表する。

#### イ 入札説明書等に関する質問・回答

入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。また、質問及び質問に対する回答を海上保安庁のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。なお、第一次審査資料の作成に必要と判断される質問に対する回答は、第一次審査資料の作成期間を考慮して公表することとし、詳細は入札公告時に示す。

#### ウ 第一次審査結果の通知

第一次審査資料を提出した民間事業者（以下「入札参加者」という。）を対象に競争参加資格の有無を確認し、その結果を各入札参加者に通知する。競争参加資格があると認められた入札参加者は、第二次審査資料を提出することができる。

#### エ 事業提案書作成説明会

競争参加資格があると認められた入札参加者を対象に、個別に説明会を開催する。

#### オ 入札書及び第二次審査資料の受付

競争参加資格があると認められた入札参加者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出する。

#### カ 開札

入札参加者より提出された入札書の開札及び添付書類の確認を行う。

#### キ ヒアリング

入札書及び第二次審査資料を提出した入札参加者を対象に、必要に応じて第二次審査資料の事業計画の提案内容の確認・照会を目的としたヒアリングを行う。

#### ク 提案書プレゼンテーション

入札参加者による提案書に関するプレゼンテーションを行う。

#### ケ 民間事業者の選定

入札参加者を対象に、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価し、本事業の実施を委ねる民間事業者を選定する。

#### コ 第二次審査結果の公表

海上保安庁は、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価した結果を、各入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び海上保安庁のホームページへの掲載その他適宜な方法により公表する。

### (3) 第二次審査の方法

#### ア 有識者委員会の設置

海上保安庁は、民間事業者の選定にあたり、「PFI 法」第 11 条に定める客観的な評価を行うため、海上保安庁内に海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）を設置し、入札参加者が提案する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、海上保安庁はその経過及び結果を公表する。

なお、有識者委員会の構成については、入札公告時に示す。

#### イ 審査の内容

入札参加者から提案された事業計画については、(イ)から(ハ)に掲げる事項等について総合的に審査を行う予定である。

- (イ) 事業実施能力及び経営計画に関する事項
- (ロ) 本施設の設計、建設及び維持管理・運営に関するサービス水準に関する事項
- (ハ) 総合的なコストに関する事項

なお、具体的な事業者選定基準については、入札公告時に示す。

#### ウ 民間事業者の選定

有識者委員会から報告される調査審議の経過及び結果を踏まえ、入札参加者から提案された事業計画及び入札価格を総合的に評価して民間事業者を選定する。

### (4) 提出書類の概要

#### ア 提出書類の内容

第一次審査資料として、入札参加表明書及び競争参加資格の確認資料等の提出を求めることを予定している。

第二次審査資料として、入札書及び(イ)から(ニ)に掲げる事項を主な内容として含む提案資料の提出を求めることを予定している。

- (イ) 経営管理に関する提案
- (ロ) 施設整備業務に関する提案
- (ハ) 維持管理業務に関する提案
- (ニ) 運営業務に関する提案

なお、詳細については、入札公告時に示す。

#### イ 提出書類の取扱い

##### (イ) 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した入札参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他、海上保安庁が本事業に関して必要と認めるときは、海上保安庁は、当該提出書類の全部または一部を無償で使用することができるものとする。

また、選定に至らなかった入札参加者の提出書類については、本事業の公表以外については使用しない。民間事業者の選定後、選定に至らなかった入札参加者の提出書類について返却しない。

(ロ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った入札参加者が負う。

(ハ) 資料の公開

海上保安庁は、民間事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、入札参加者から提出された提出書類の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した入札参加者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については海上保安庁と各入札参加者との間で協議する。

(5) 入札参加者の参加資格の要件

ア 入札参加者の構成等

(イ) 入札参加者は、第1項(1)カに掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループであること。

(ロ) 入札参加者は、全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定める株式会社として設立する事業者に出資を行うこと。(以下、入札参加者を構成する企業のうち、基本協定の締結後に事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。)

また、事業者の株主は、①～③の要件を満たすこと。

① 事業者の株主は構成員であることとし、構成員以外の出資は認めない。

② 代表企業の出資比率は筆頭株主として最大となること。ただし、建設期間中と維持管理・運営期間中で、筆頭株主が代表企業以外の構成員に交代することを可とする。

③ 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、海上保安庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

④ 構成員である株主は経常建設共同企業体ではないこと。

(ハ) 構成員の中から入札参加者を代表する企業(以下「代表企業」という。)を定め、当該代表企業が入札参加手続きを行うこと。

(ニ) 入札参加に当たり、入札参加者を構成する企業それぞれが、以下のいずれかの業務に携わることを明らかにすること。なお、同一の者が複数の業務を兼ねて実施すること、各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、工事監理業務を実施する者は、建設業務を実施する者と同じの者又は相互に資本関係又は人的関係のある者であってはならない。

① 設計業務 本施設の設計業務(第1項(1)カ(イ)①～③)

② 建設業務 本施設の建設業務(第1項(1)カ(イ)③、④、⑥)

③ 工事監理業務 本施設の工事監理業務(第1項(1)カ(イ)⑤)

④ 回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務  
本施設のうち回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務  
(第1項(1)カ(ロ)①)

⑤ 給油施設に係る運營業務  
本施設のうち給油施設に係る運營業務(第1項(1)カ(ロ)②)

- (ホ) 入札参加者を構成する企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までの期間に限り、入札参加者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、海上保安庁と協議するものとし、その事情を検討のうえ海上保安庁が認めた場合はこの限りではない。
- (ハ) 入札参加者を構成する企業のいずれかが、他の入札参加者を構成する企業でないこと。
- (ト) 入札参加者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者を構成する企業でないこと。ただし、当該入札参加者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の入札参加者の協力企業である場合を除く。
- (注) (ニ)及び(ト)における「資本関係又は人的関係のある者」とは、①から③のいずれかに該当する者をいう。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- a. 子会社等と親会社等（「会社法」第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。b. において同じ。）の関係にある場合
- b. 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

- a. 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - 4) 組合の理事
  - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- b. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c. 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

イ 入札参加グループの構成員の変更等

入札参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（第2項（5）エ～ケに定める要件を満たさなくなった場合を除く。）は、海上保安庁と協議を行うこととする。協議の結果、海上保安庁が妥当と認めた場合には、入札参加グループの代表企業以外の構成員を、入札参加資格等要件の確認を受けた上で入札提出書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

入札参加資格等要件の詳細については、入札説明書において示す。

ウ 入札参加者の複数提案の禁止

同一の入札参加者が、複数の提案を行うことはできない。

エ 入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件

入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。

(イ) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(ロ) PFI法第9条に定めのある、欠格事由に該当しない者であること。

(ハ) 第1項（1）カに掲げる業務に対応した予決令第72条の資格の認定を受けているものであること。（社会更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定を受けていること。）

(ニ) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと（(ハ)の再認定を受けた者を除く。）

(ホ) 一次審査資料の提出の期限日から、開札の日までに、海上保安庁次長又は第十管区海上保安本部本部長から指名停止措置を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。海上保安庁と締結した契約に関し、契約に違反し、又は入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等海上保安庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。

(ヘ) 海上保安庁が本事業について、アドバイザー業務を委託する株式会社エイト日本技術開発、株式会社アール・アイ・エー並びに株式会社エイト日本技術開発が本アドバイザー業務において提携関係にある豊原総合法律事務所、又はこれらの者と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

（注）「資本関係又は人的関係のある者」とは、第2項（5）ア(ト)①、②に同じ。

(ト) 「第2項（6）ア」において定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

(チ) 次の各号のいずれかに該当しない者であること。

① 法人でない者。

② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。

役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人。

a. 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている

- 者。
- b. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
  - c. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。
  - d. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
  - e. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が a から d までのいずれかに該当するもの。
- ③ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。
- ④ その者の親会社等が②から④のいずれかに該当する法人

#### オ 設計企業の参加資格要件

設計に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、下表の「分担業務分野」によるものとし、いずれの者においても①から③の要件を満たすこと。但し、下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築分野	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二項において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの
構造分野	同上「構造」に係るもの
電気設備分野	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備分野	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

- ① 令和3・4年度国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争参加資格審査において、業種区分が「建設コンサルタント」の「A」等級に格付けされている者であること。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ③ 次に該当する建築物の設計実績があること。設計業務を複数の者が分担して行う場合は、いずれかが下記の実績を有すること。
  - a. 航空機格納庫（規模、固定翼機・回転翼機、公共・民間発注を問わない）又は延床面積2,000㎡以上の特定建築物（建築基準法別表第一用途（一）、（三）～（五）に該当すること）の設計実績
- ④ 配置予定の技術者の資格、実績が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件については、入札公告時に示す。

#### カ 建設企業の参加資格要件

建設に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、建設業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても下記②及び③の要件を満たすこと。

- ① 1者の場合は、令和3・4年度国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争参加資格審査において業種区分が「建築工事業」、「電気工事業」、「機械器具設置工事業」の「A」等級に格付けされている者であること。2者以上の場合は、いずれかの者が同業種区分の「建築工事業」、「電気工事業」、「機械器具設置工事業」の「A」等級に格付けされて



いる者であること。

- ② 提案内容に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき許可を有して営業年数が 3 年以上ある者であること。
- ③ 次に該当する建築物の建築工事業の元請けとして施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上のものに限る。建設業務を複数の者が分担して行う場合は、いずれかが下記の実績を有すること。
  - a. 準特定屋外タンク貯蔵所又は特定屋外タンク貯蔵所（公共・民間発注を問わない）の施工実績
  - b. 航空機格納庫（規模、固定翼機・回転翼機、公共・民間発注を問わない）又は延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の特定建築物（建築基準法別表第一用途（一）、（三）～（五）に該当すること）の施工実績
- ④ 配置予定の技術者の資格、実績が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件については、入札公告時に示す。

#### キ 工事監理企業の参加資格要件

工事監理に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、工事監理業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者においても下記①から③の要件を満たすこと。

- ① 令和 3・4 年度国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争参加資格審査において、業種区分が「建設コンサルタント」の「A」等級に格付けされている者であること。
- ② 建築士法第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ③ 次に該当する建物の工事監理実績があること。工事監理業務を複数の者が分担して行う場合は、いずれかが下記の実績を有すること。
  - a. 航空機格納庫（規模、固定翼機・回転翼機、公共・民間発注を問わない）又は延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の特定建築物（建築基準法別表第一用途（一）、（三）～（五）に該当すること）の工事監理実績
- ④ 配置予定の技術者の資格、実績が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件については、入札公告時に示す。

#### ク 回転翼機格納庫・船艇用品庫の維持管理企業の参加資格要件

維持管理に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、維持管理業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者においても下記①及び②の要件を満たすこと。

- ① 平成 31・32・33 年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」又は「九州・沖縄」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。
- ② 維持管理・運營業務を実施するにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。
- ③ 平成 24 年 1 月以降において、次に該当する建物の維持管理の実績があること。維持管理・運營業務を複数の者が分担して行う場合は、いずれかが下記の実績を有すること。
  - a. 航空機格納庫（規模、固定翼機・回転翼機、公共・民間発注を問わない）又は延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の特定建築物（建築基準法別表第一用途（一）、（三）～（五）に該当すること）の維持管理実績

#### ケ 給油施設の運営企業の参加資格要件

給油施設の運營業務には、給油施設の維持管理業務を含む。

給油施設の運営に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、給油施設の運營業務を複数の

者が分担して行う場合にあつては、いずれの者においても下記①及び②の要件を満たすこと。

- ① 平成 31・32・33 年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」又は「九州・沖縄」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。
- ② 給油施設に係る運営業務を実施するにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。
- ③ 平成 24 年 1 月以降において、次に該当する運営の実績があること。給油施設に係る運営業務を複数の者が分担して行う場合は、いずれかが下記の実績を有すること。
  - a. 準特定屋外タンク貯蔵所又は特定屋外タンク貯蔵所（公共・民間発注を問わない）の維持管理・運営実績

## （6） 審査及び落札者の決定に関する事項

### ア 審査委員会

海上保安庁に有識者・海上保安庁職員で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、提案内容の審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された提案書の審査を行う。

審査委員（有識者）は入札説明書において示す。

### イ 審査及び落札者の決定

審査委員会において、設計及び建設並びに維持管理・運営能力その他の条件を評価し、海上保安庁はその評価点を入札価格で除して得た数値の最も高い者を落札者とする。

なお、審査の主な内容は以下のとおりとする。具体的な評価の基準については、入札公告時に公表する。

#### （イ） 入札参加資格等要件

海上保安庁は、民間事業者から提出された入札参加表明書等により入札参加資格等要件が満たされているか確認する。

入札参加資格等要件の確認を受けた者は、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した入札提出書類を提出すること。提案方法等の詳細については、入札説明書において示す。

#### （ロ） 入札価格

海上保安庁は、民間事業者から提出された入札提出書類の入札価格が、海上保安庁の設定する予定価格の範囲内か確認を行う。

#### （ハ） 提案内容

予定価格の範囲内の入札価格を提案した者のみを対象に、提案内容が海上保安庁の要求する最低限の要件を全て満たしているかの基礎審査を行い、次いで事業計画・施設整備計画・維持管理計画・附帯的事業に係る事項について定量的審査を行う。

### ウ 落札者の公表

落札者の決定を行った場合には、落札者名を速やかに公表する。

### エ 落札者を決定しない場合

民間事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定

を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

## (7) 契約に関する基本的な考え方

### ア 事業契約の概要

海上保安庁は事業者と事業契約を締結する。契約内容は、設計、建設、維持管理・運營業務等を包括的かつ詳細に規定するものである。

詳細は、要求水準書に添付の事業契約書（案）（資料-7）を参照のこと。

### イ 特別目的会社の設立に伴う契約手続

落札者は、本事業を遂行するため、特別目的会社として会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社を設立することとする。海上保安庁は、落札者と、設計、建設等及び維持管理・運營業務に当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結し、次いで当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

なお、落札者となった入札参加グループのうち代表企業及び建設業務を行う構成員は、必ず特別目的会社に出資することとする。特別目的会社へ出資する者及びその出資比率は自由とするが、代表企業が筆頭株主として最大の出資を行うものとする。ただし、建設期間中と維持管理・運營業務期間中で、筆頭株主が代表企業以外の構成員に交代することを可とする。

特別目的会社に出資を行った入札参加グループの構成員は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、海上保安庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

なお、海上保安庁の事前の書面による承諾とは、事業者に対し資金供給を行う金融機関等と締結する直接協定に基づき承諾する場合等をいう。

## (8) 入札提出書類の取扱い

### ア 著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された資料は、原則として落札者の決定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

なお、入札提出書類は入札者に返却しない。ただし、開札をせずに本事業の実施が取りやめとなった場合は、この限りではない。

### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

### ウ 入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え又は再提出は原則として認めない。

## 3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

### (1) 事業者の責任の明確化に関する事項

#### ア リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、海上保安庁及び事業者の業務分担を事業契約書において取り決めるとともに、事業に

係る総リスクを低減し、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。このリスク分担の考え方及び「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 18 日施行）などを踏まえ、海上保安庁と事業者の責任分担は、原則として「別添資料 3 リスク分担表」によることとする。具体的な詳細事項については、実施方針等に関する意見・提案の結果を踏まえ、事業契約書等において示す。

#### イ 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。なお、事業契約締結に当たっては、設計及び建設等工事の履行を確保するため、履行保証保険付保等による設計・建設等工事期間中の履行保証を行うことを想定している。

#### ウ リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

海上保安庁及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額を負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、海上保安庁と事業者が分担して負担することとし、その負担方法については、入札公告時に公表する事業契約書（案）を前提とする。

なお、海上保安庁及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

### (2) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

#### ア 契約保証金の納付

海上保安庁は、事業契約に基づいて事業者が実施する施設整備業務の履行を確保するため、(イ)から(ハ)のいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

(イ) 会計法第 29 条の 9 第 1 項に基づく契約保証金の納付

(ロ) 会計法第 29 条の 9 第 2 項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

① 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

② 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、海上保安庁が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(ハ) 会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、入札公告時に公表する事業契約書（案）に基づくものとする。

#### イ 事業の実施状況の確認

##### (イ) 目的

海上保安庁は、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、入札説明書と併せて示す要求水準が達成されているか確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために確認を行う。

##### (ロ) 方法

海上保安庁は、事業者が事業契約に基づいて本事業を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者（以下「事業者等」という。）との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は

改善を要求する。

なお、監視の具体的な時期、方法等については、要求水準書に添付の業績等の監視及び改善要求措置要領（資料-5）によるものとする。

#### (ハ) 実施時期及び概要

##### ① 基本設計・実施設計時

海上保安庁は、事業者等によって行われた設計が、入札説明書と併せて示す要求水準が達成されているか否かについて、設計業務モニタリングを実施し、確認を行う。

##### ② 工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、海上保安庁が実施する建設業務モニタリングにおいて、定期的に海上保安庁から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。

また、事業者は、海上保安庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。

##### ③ 工事完成・施設引渡し時

事業者は、施工記録を用意し、現場で海上保安庁の確認を受ける。その際、海上保安庁は、建設業務モニタリングの一部として実施する竣工時モニタリングとして、施設の状態が入札説明書と併せて示す要求水準が達成されているか否かについて確認を行う。確認の結果、本施設の設計又は工事の内容が事業契約書等に定めた条件に適合しない場合には、海上保安庁は修補又は改造を求めることができる。

##### ④ 維持管理・運営段階

海上保安庁は、維持管理・運営段階において、定期又は随時に業務の実施状況を確認し、要求水準が達成されているか維持管理・運営業務モニタリングを実施する。

##### ⑤ 財務の状況に関する報告

事業者は、毎事業年度、公認会計士又は監査法人による監査を経た財務の状況について、海上保安庁に報告しなければならない。

#### (ニ) 改善要求、支払の減額等

海上保安庁は、施設整備業務において、事業者の帰責事由により業務要求水準が達成されないことが明らかになった場合には、事業者に施設整備業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求めるほか、当該部分に係る施設整備費の減額等を行うことができるものとする。また、当該内容に係る維持管理・運営費又はその他の費用もあわせて減額することができるものとする。

また、事業者の経営管理、維持管理業務又は運営業務において、事業者の帰責事由により業務要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に維持管理業務又は運営業務の方法の改善、当該業務を実施する選定企業の変更等を求めるほか、事業者に支払うべき事業費のうち維持管理・運営費及びその他の費用を減額することができるものとする。

なお、改善要求措置の具体的な方法については、要求水準書に添付の業績等の監視及び改善要求措置要領（資料-5）によるものとする。

#### ウ 業務の履行の検査等

##### (イ) 施設の完成検査

海上保安庁は、本施設の引渡しを受ける前に、会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査を行う。

検査の結果、本施設が事業契約に定められた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって事業費のうち施設整備費を支払うものとする。

##### (ロ) 維持管理・運營業務の検査

海上保安庁は、各支払期の業務完了時に会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査を行い、事業費のうち維持管理費及びその他の費用を支払う。

なお、検査の結果、事業契約に定められた条件に適合しない場合、海上保安庁はイ (ニ) の措置を講ずる。

#### 4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

##### (1) 立地に関する事項

立地に係る基本的条件は、以下のとおりである。

所在地	鹿児島県鹿児島市七ツ島 2 丁目 1-11 (鹿児島海上保安部七ツ島巡視船基地敷地) 土地所有者：株式会社 IHI (東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号)
敷地面積	借地面積 : 102,569.80 m <sup>2</sup> (接道部分を含む) 計画対象地：約 73,850 m <sup>2</sup> (要求水準書に添付の参考資料 2-2-1 水色枠部分)
容積率	200%
建蔽率	60%
地域地区	工業専用地域 建築基準法第 22 条指定区域 景観計画区域 (市街地・台地ゾーン) 鹿児島市立地適正化計画区域
上水道	水道管より引込
下水道	なし
電気	高圧より引込 (受変電設備あり)
ガス	なし
通信	

##### (2) 土地に関する事項

###### ア 特定事業に係る土地の無償貸与

海上保安庁は、PFI 法第 74 条の規定により、土地の所有者である(株)IHI との間で上に示す土地に係る賃貸借契約等を締結する。海上保安庁は当該土地を、施設整備期間、維持管理・運営期間中、特定事業の用に供するために事業者の本施設に係る敷地を無償で貸与するが、国有財産の使用許可を準用し、事業者は当該土地の管理等を確実にを行うものとする。

イ 埋蔵文化財の調査について

本事業計画地は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に規定される「周知の埋蔵文化財包蔵地」に指定されていない。

ウ 土質地盤調査等について

本事業計画地における土質地盤調査結果等は要求水準書に添付の参考資料 2-5-1～2-5-8 を参照のこと。

エ 埋設物等について

当該土地には、雨水排水管が埋設されている。この機能を維持すること。（要求水準書に添付の参考資料 2-5-9 を参照のこと。）

オ 前面海面

鹿児島港港湾計画（要求水準書に添付の参考資料 2-6-1～2-6-2）に示されるとおり。

(3) 本施設の概要について

本施設の概要は以下のとおりである。

施設の性能水準の詳細は、入札説明書と併せて示す要求水準書に従うものとする。

なお、諸室面積は目安の値を示している。本施設の設計にあたっては、要求水準書等を踏まえ、以下の 2 点に留意すること。

- (イ) 本施設の延床面積は、「給油施設監視棟」、「回転翼機格納庫棟」、「船艇用品庫棟」に示す最大面積の合計の 95%以上 100%以下とする。
- (ロ) 諸室面積は、設計において、要求水準（面積を除く。）を満たした上で、合理的な理由に基づく提案を行い、海上保安庁と計画案の協議が整った場合はこれを変更することができる。

ア 給油施設

(イ) 給油施設

構造は、事業者の提案によるものとし、要求性能を満たすバランスのとれた合理的で機能的、かつ自然条件に適した防災性・安全性のある構造であること。

施設名称	容量	用途・備考
屋外貯蔵タンク	6,000 kℓ程度 提案による合理的な配置・ 基数とする	A重油（巡視船用燃料） 法定点検実施時にも給油業務が滞りなく実施できる提案とすること。
貯蔵タンク	20 kℓ程度	JET-A1 燃料（回転翼機用燃料）

(ロ) 給油施設監視棟《n棟》

構造は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造から、要求性能を満たすバランスのとれた合理的で機能的、かつ自然条件に適した防災性・安全性のある構造であること。

各棟の（\*1）（\*2）（\*3）はそれぞれ 1 ヶ所に集約して配置することも可とする。必要な面積を提案すること。

No.	施設名称	面積（㎡）	用途・備考
n1	給油施設監視室	79.95	SPC 職員の執務室
n2	給油施設庁務員室	20.0	同上

No.	施設名称	面積 (㎡)	用途・備考
n3	機械室 (*1)	提案による	—
n4	電気室 (*2)	提案による	—
n5	湯沸室	2.25	SPC 職員が業務上使用する室
n6	トイレ (男性)	12.95	同上
n7	トイレ (女性)	7.92	同上
n8	給油施設防除防災用具庫	70.0	給油施設の物品 (予備品、工事材料品、消耗品) 等を保管する倉庫
n9	給油施設用消火タンク室	57.0	船舶燃料給油中・荷役中の火災発生に対応した消火剤用タンク設備を設置する室
n10	給油施設用ポンプ室	91.2	給油施設の燃料入出荷用の機械設備を設置する室
n11	給油施設用消火ポンプ室		給油施設の消火設備用の機械設備を設置する室
n12	航空機燃料ポンプ室		航空機燃料移送用の設備を設置する室
n13	航空機燃料ハイドラント	—	回転翼機への燃料給油・戻し入れをするための設備
n14	車庫 (給油施設維持管理業務車)	18.0	油送施設維持管理業務車 1 台分の駐車スペース
n15	自家発電機室 (*3)	提案による	給油施設機器 (JET-A1 燃料を含む) への給電を行う室
最大面積		512.0	※上記諸室+交通部分等を含む最大面積

## イ 回転翼機格納庫等

### (イ) 回転翼機格納庫棟《k 棟》

構造は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造から、要求性能を満たすバランスのとれた合理的で機能的、かつ自然条件に適した防災性・安全性のある構造であること。

No.	施設名称	面積 (㎡)	用途・備考
k1	格納庫	2,908.8	回転翼機 (5 機) 格納スペース
k2	大扉戸袋スペース	439.4	—
k3	大型資機材保管庫	77.0	大型部品、大型特殊工具等を保管する倉庫
k4	整備科倉庫 (部品保管庫)	68.6	一般部品及び機能部品を保管する倉庫
k5	整備科倉庫 (消耗品庫)	64.2	整備中の機体から取り降ろした装備品の一時保管、消耗部品の保管を行う倉庫
k6	通信科倉庫	68.6	一般部品及び機能部品を保管する倉庫
k7	飛行科倉庫	28.0	救難器材を保管する倉庫
k8	整備室 1	59.5	装備品の整備作業を行う室
k9	整備室 2	59.5	同上
k10	工作室	33.0	整備作業を行う室
k11	充電室	33.0	バッテリー充放電を行う室
k12	部品洗浄室・洗濯室	42.5	装備品の洗浄を行う室
k13	コンプレッサー室	6.0	



No.	施設名称	面積 (㎡)	用途・備考
k14	消火設備室	31.0	—
k15	手洗い場	12.5	作業汚れの手洗いを行う場所
k16	機械室 (*1)	提案による	格納庫内大空間用冷房設備機器、送風機、空気調和設備機器等を設置する室
k17	電気室 (*2)	提案による	上記設備、大扉電動開閉器設備、天吊りクレーン設備、格納庫内消火設備、照明設備等の配電盤を設置する室
k18	自家発電機室 (*3)	提案による	諸室及び機器への給電を行う室
k19	トイレ (男性)	13.5	—
k20	トイレ (女性)	7.5	—
k21	高所降下訓練スペース	35.0	大型扉戸袋裏に設ける職員の訓練スペース
最大面積		4,656.5	※上記諸室+交通部分等を含む最大面積

(ロ) 駐機場 (エプロン)

	面積 (㎡)	備考
駐機場 (エプロン)	4,650	回転翼機格納庫の前面 (北側) に配置する。

ウ 船艇用品庫棟 《s 棟》

構造は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造から、要求性能を満たすバランスのとれた合理的で機能的、かつ自然条件に適した防災性・安全性のある構造であること。

下表内 (\*4) の各諸室は、諸室のレイアウト変更が容易な一体の室で 0A フロアとし、指令室、見張室及び通信機械室については駐機場 (エプロン) が見える位置に配置すること。

また、(\*4) の各諸室は、事案発生時に海上保安部等の機能が失われた場合の災害活動拠点として使用することを想定し、s3 (指令室) ~s10 (検査対応室 2) は一体の空間とし、s7 (船艇職員待機室) ~s10 (検査対応室 2) についてはパーテーション等の稼働の間仕切りを配置すること。必要に応じ、s3 (指令室) ~s10 (検査対応室 2) を 1 室として使用することを想定している。各室の間仕切り壁については、パーテーション (防音タイプ) 間仕切り等を採用すること。

No.	施設名称	面積 (㎡)	用途・備考
s1	船艇用品庫	154.75	巡視船艇の物品 (予備品、工事材料品、消耗品) 等を保管する (分別ゴミ置き場 20 ㎡含む)
s2	保管物品庫	29.12	巡視船艇の物品 (防災資機材) 等を保管する
s3	指令室 (*4)	34.95	試験飛行、航空機離発着時の司令を行う室
s4	見張室 (*4)	3.95	船艇基地・海上保安部業務管理室
s5	船艇職員執務室 (*4)	112.9	航空機整備職員待機室
s6	通信機械室 (*4)	40.0	試験飛行ほか航空機運用に使用する無線通信機器を設置する室
s7	船艇職員待機室 (*4)	156.0	船艇職員が一般事務及び待機を行う室
s8	会議室 (*4)	40.0	試験飛行打合せ、飛行報告等を行う室
s9	検査対応室 1 (*4)	40.0	巡視船搭載回転翼航空機の耐空検査や無線機の電監検査を行う室

No.	施設名称	面積 (㎡)	用途・備考
s10	検査対応室 2 (*4)	40.0	同上
s11	機械室 (*1)	提案による	空気調和設備機器等を設置する室
s12	電気室 (*2)	提案による	上記設備、照明設備等の配電盤を設置する室
s13	自家発電機室 (*3)	提案による	諸室及び機器への給電を行う室
s14	蓄電池室	5.0	通信機器用無停電装置等を設置する室
s15	機器測定室	40.1	無線通信機器、レーダー部品等の調整及び試験を行う室
s16	油脂庫 1	65.0	機体整備に必要なオイル、グリス、洗浄剤等の油脂類を保管する室
s17	油脂庫 2		同上
s18	油脂庫 3		船舶主機関逆転機の整備に必要なオイル、グリス、洗浄剤等の油脂類を保管する室
s19	書庫	39.9	各機体の永年保管文書等を保管する室
s20	仮眠室	69.98	男女別で設置
s21	湯沸室	14.5	各階に設置
s22	トイレ (男性)	22.0	各階に設置
s23	トイレ (女性)	21.7	各階に設置
s24	多目的トイレ	6.0	各階に設置
s25	更衣室 (男性)	47.21	—
s26	更衣室 (女性)	32.4	—
s27	シャワー室 (男性)	13.13	—
s28	シャワー室 (女性)	9.21	—
s29	玄関ホール	28.9	—
s30	車庫	54.0	官用車中型 3 台の駐車スペース
最大面積		1,513.17	※上記諸室+交通部分等を含む最大面積

#### (4) 配置計画の条件

建物は、回転翼機格納庫棟、船艇用品庫棟、給油施設監視棟により構成されるが、下記条件により合築又は併設させ、一体の建物として整備することも可能とする。但し、給油施設監視棟は、単独棟とする。

#### 本事業における「合築」と「併設」の考え方

##### 「合築」

：構造上一の建築物として整備すること。

##### 「併設」

：複数の用途を EXP. J 等を用いて、外観上一の建築物として整備すること。

## 5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### (1) 疑義が生じた場合の措置

入札手続において配布した一切の資料又は当該資料に係る質問回答書、入札参加者から提案された事業計画、海上保安庁と落札者との間で締結された協定等の解釈について疑義が生じた場合には、海上保安庁と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議するものとする。協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う。

## (2) 管轄裁判所の指定

基本協定、事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### (1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

### (2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

#### ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

海上保安庁は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができる。その他詳細については、事業契約書で定める。

(イ) 事業者が提供するサービスが事業契約に定める業務要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、海上保安庁は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、海上保安庁は事業契約を解除できるものとする。

(ロ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難であると合理的に考えられる場合は、海上保安庁は事業契約を解除できるものとする。

(ハ) (イ)又は(ロ)の規定により海上保安庁が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、海上保安庁は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

#### イ 海上保安庁の事由により本事業の継続が困難になった場合

(イ) 海上保安庁の帰責事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できるものとする。

(ロ) (イ)の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、海上保安庁は事業契約の定めるところにより、事業者に生じた増加費用を負担する。

#### ウ その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

(イ) 海上保安庁又は事業者のいずれの責めにも帰さない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、海上保安庁と事業者との間で本事業の継続の可否について

協議を行うものとする。

(ロ) 一定の期間内に(イ)の協議が調わないときは、海上保安庁が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、海上保安庁は、事前に事業者へ通知することにより、事業契約を解除できるものとする。

(ハ) 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従うものとする。

(ニ) 不可抗力の定義については、事業契約の定めるところによるものとする。

### (3) 金融機関等と海上保安庁との協議

事業の安定的な継続を図ることを目的として、海上保安庁は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

## 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していないが、今後、法制又は税制の改正により措置が可能となる場合、海上保安庁は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討する。

### (2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、海上保安庁はこれらの支援を事業者が受けることができるように努めるものとする。

### (3) その他の支援に関する事項

海上保安庁は、事業実施に必要な許認可等に関し、可能な範囲で必要な協力を行う。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、海上保安庁及び事業者で協議することとする。

## 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### (1) 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

### (2) 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札にかかる費用は、落札者を決定しない場合を含め、すべて入札参加者の負担とする。

### (3) 実施方針の公表に関する事項

#### ア 担当部局

海上保安庁装備技術部施設補給課（担当者：大坪／仲宗根）

電話番号：03(3591)6361 内線 4204／4206

メールアドレス：[jcgshisetsu7-6k6b@mlit.go.jp](mailto:jcgshisetsu7-6k6b@mlit.go.jp)／[jcgshyukusha-1s1s@mlit.go.jp](mailto:jcgshyukusha-1s1s@mlit.go.jp)

#### イ 実施方針の変更

海上保安庁は、民間事業者等からの意見及び提案等を踏まえ、PFI 法第 7 条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の変更を行った場合には、海上保安庁のホームページ等への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

#### (4) 今後のスケジュール（予定）

実施方針公表後のスケジュールについては、以下のとおり予定している。

スケジュール（予定）	内 容
令和 3 年 10 月	実施方針の公表
令和 3 年 12 月	特定事業の選定
令和 4 年 1 月	入札公告、入札説明書等に関する質問受付
令和 4 年 2 月	入札説明書等に関する質問・回答公表
令和 4 年 2 月	入札参加表明書及び一次審査資料の受付 入札参加資格等要件の審査結果の通知
令和 4 年 3 月	提案書作成説明会の開催
令和 4 年 5 月	入札書及び二次審査資料の受付・開札
令和 4 年 6 月	ヒアリング、提案書プレゼンテーション、二次審査
令和 4 年 7 月	落札者の決定、二次審査結果の公表
令和 4 年 8 月	基本協定の締結
令和 4 年 9 月	事業者との事業契約締結
令和 6 年 9 月 30 日	本施設の引渡し
令和 26 年 3 月 31 日	本事業終了

#### (5) その他

##### ア 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、海上保安庁ホームページを通じて適宜行う。

##### イ 問い合わせ先

(3) アに同じ。なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

敷地位置図





## リスク分担表

## ① 共通

リスク内容		負担者	
		海上保安庁	事業者
(1)募集要項リスク	募集要項、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、海上保安庁の要望事項が達成されない等の事象への対応	○	—
(2)応募リスク	応募費用の負担に関するもの	—	○
(3)契約締結リスク	海上保安庁の責めによる契約締結の遅延・中止	○	—
	事業者の責めによる契約締結の遅延・中止	—	○
	上記以外の理由による契約締結の遅延・中止	△	△
(4)政策転換リスク	政策変更による事業への影響(海上保安庁の指示による事業の取りやめ、事業範囲の縮小、変更、拡大等)に関するもの	○	—
(5)法令変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更、新たな規制立法の成立等に関するもの	○	—
	上記以外の法令の変更、新規立法の成立に関するもの	—	○
(6)税制度変更リスク	消費税及び地方消費税の範囲及び税率の変更に関するもの	○	—
	本事業に直接的影響を及ぼす税制の新設及び変更に関するもの	○	—
	上記以外の税制度の変更等(例:法人税率の変更)	—	○
(7)債務不履行リスク	海上保安庁の責めに帰すべき事由による債務不履行に関するもの	○	—
	事業者の事業放棄、破綻に関するもの	—	○
	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定の水準を満たしていないことに関するもの	—	○
(8)物価変動リスク	物価変動によるコストの変動	△※1	○※1
(9)第三者賠償リスク	海上保安庁の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	○	—
	事業者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	—	○
	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償	—	○
	施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償	—	○
(10)不可抗力リスク	海上保安庁及び事業者のいずれの責にも帰すことができず、また計画段階において想定し得ない暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事象による施設の損害によるもの	○※2	△※2
(11)金利リスク	基準金利確定前の金利変動に関するもの	○	—
	基準金利確定後の金利変動に関するもの	—	○
(14)資金調達リスク	海上保安庁が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	—
	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの	—	○

【凡例】 ○：リスクを負担する、×：リスクを負担しない、△：リスクを限定的に負担する（注釈参照）

(※1) 物価変動等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、一定調整する。

(※2) 不可抗力事由により、海上保安庁に追加費用その他損害が発生した場合、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては海上保安庁の負担とする。



② 設計段階

リスク内容		負担者	
		海上保安庁	事業者
(1)設計変更リスク	海上保安庁の指示又は海上保安庁の責めに帰すべき事由による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	—
	事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	—	○
(2)測量・調査リスク	事業者が実施した測量、調査等に不備等があり、それにより損害等が発生した場合	—	○
	海上保安庁が実施した測量、調査等に不備等による損害が発生した場合	○	—
(3)着工遅延リスク	海上保安庁の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	—
	事業者の責に帰すべき事由によるもの	—	○

③ 工事段階

リスク内容		負担者	
		海上保安庁	事業者
(1)工事費増大リスク	海上保安庁の指示、提案条件の不備、変更、提示された資料等から予見できなかった不測の事態による工事費の増大	○	—
	事業者の責に帰すべき事由による工事費の増大	—	○
(2)工事遅延リスク	海上保安庁の指示、提案条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	—
	上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	—	○
(3)工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合	—	○
(4)性能リスク	要求水準の不適合に関するもの	—	○

④ 維持管理・運営段階

リスク内容		負担者	
		海上保安庁	事業者
(1)計画変更リスク	海上保安庁の指示による維持管理・運營業務内容の変更リスク	○	—
(2)設備・備品管理リスク	事業者の責めに帰すべき事由による設備・備品の盗難、破損に関するリスク	—	○
	上記以外の要因によるもの	○	—
(3)情報流出リスク	事業者の責めによる本事業の実施に係る情報の流出	—	○
	海上保安庁の責めによる本事業の実施に係る情報の流出	○	—
(4)施設瑕疵リスク	事業者が修繕・設置した施設・設備の瑕疵が、事業期間中に発見された場合	—	○
(5)施設・設備劣化リスク	施設・設備の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務(修繕を含む)を実施しなかったことに起因する施設・設備の損傷	—	○
(6)維持管理コストリスク	事業者の責に帰すべき事由による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大に関するリスク	—	○
	上記以外の要因によるもの(不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く)	○	—
(7)性能リスク	要求水準の不適合に関するもの	—	○
(8)事故リスク	海上保安庁が行う業務に関する事故等に起因するもの又は本庁の責めに帰すべき事由によるもの	○	—
	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責めに帰すべき事由によるもの(給油作業を含む)	—	○
(9)燃料調達・搬入リスク	燃料の価格・搬入時における品質に係るリスク	○	—
(10)技術革新リスク	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化のうち、本庁の指示により発生する増加費用	○	—
	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用	—	○
(11)施設退去・移管手続きに係るリスク	契約終了にあたり本施設からの退去により発生する費用に関するもの及び事業終了後に事業者から本庁又は後継の事業主体へ運営移管するための費用に関するもの	—	○
(12)施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの	—	○

【注意】 以上はリスク分担の概要であり、リスク分担の詳細については、【資料-7】「事業契約書(案)」によるものとする。